

国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

府中市国民健康保険運営協議会

1 審議の経過

令和2年9月10日に府中市長から「国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向及び現状を踏まえ、他市の状況等を参照しながら、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被保険者の所得水準が被用者保険等と比較し低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営状況となり、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

将来にわたり国民皆保険制度を堅持するために、平成30年4月からは、国民健康保険の運営は市区町村単位から都道府県単位となり、市区町村と共に東京都が国民健康保険の保険者となった。

東京都は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に係る国民健康保険の運営において、中心的な役割を担い、統一的な運営方針である東京都国民健康保険運営方針を定め、市区町村はこれに基づき、各市区町村で行う国民健康保険事業を運営している。

東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

(2) 2つの改定案及び審議に際しての意見

事務局から提示があった2つの改定案について、議長が事務局へ詳細な説明を求め、次のとおり説明が行われた。

それぞれの改定案は、税率及び賦課限度額は変わらないものの、均等割額について、改定案①では10円単位が含まれており、改定案②では10円単位は含まれていないものとなっている。

改定案①は、国保財政健全化計画に沿ったものであるが、今回改定案②を提示した経緯としては、都内26市で10円単位の均等割額を設定している自治体が、府中市ののみとなっており、その点で他市と揃えることを目的としたものである。この2案では、改定案①の方が国民健康保険税の上がり幅は少し小さくなると事務局から説明があった。この点を含め、審議

において、具体的な質問及び意見は出されなかつたため、会長と事務局により改定案の絞り込みを行うことを全会一致で了承した。

今回の審議内容及び会長と事務局の協議により決定した改定案に基づき、総合的な見地から審議し、次の結論に達した。

3 結論

府中市は、多摩26市内で比較すると、一人当たり所得は平均より高めだが、一人当たり保険税額は低く、一人当たり法定外一般会計繰入金が高い状況にあることから、府中市の国民健康保険財政の健全化に向け、保険税率等の改正を行う必要がある。

一方で、国民健康保険の構造的な問題や新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、被保険者の負担増の影響は、最小限となるよう配慮すべきである。

以上のことから、現行の府中市国民健康保険税等については、改定案①に基づき、次のとおり改定することが適当である。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	計
所得割率	4.75 %	1.48 %	1.55 %	7.78 %
増減	+0.06 P	+0.03 P	+0.03 P	+0.12 P
均等割額	23,720 円	7,440 円	9,840 円	41,000 円
増減	+400 円	+300 円	+300 円	+1,000 円
賦課限度額	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円
増減	+5 万円	0 万円	+1 万円	+6 万円